

兵庫県身体障害者補助犬受入マニュアル

補助犬に会えたら



ほじょ^{けん}犬

兵 庫 県

はじめに

身体障害者補助犬（補助犬）を使用している視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬の同伴を拒んではならないこと等が「身体障害者補助犬法(補助犬法)」で定められています。

しかしながら、法律の存在が知られていないことなどで、未だに補助犬の同伴が拒まれることもあります。

本県は補助犬法の制定に先駆け、平成12年に「兵庫県介助犬同伴利用促進要領」を制定し、第1号として「シンシア」を認定するなど補助犬に対して先進的に取り組んできましたが、職員一人ひとりが、さまざまな場面で補助犬を同伴した障害者に出会ったときに備え、補助犬に対するしっかりとした認識を持つことが大切です。

このマニュアルは、特にみなさんが職場で補助犬に「会えた」ときにどういう気配りをすれば、補助犬使用者も、周りの人も安心でき、補助犬も気持ちよく仕事ができるかを考えていただくために作成しました。

作成にあたっては、関係者のご協力により専門的な立場からご助言いただくとともに職員のみなさんからも意見をいただき、それぞれの職場で考えられる対応を記載いたしました。

これらの他にも、さまざまなケースが考えられるとは思いますが、このマニュアルを参考に、障害者の自立と社会参加の促進に率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

マニュアル作成にあたりご協力をいただいた方々

(敬称略)

山縣 祥隆	兵庫県眼科医会常任理事
岡野 安雅	兵庫県耳鼻咽喉科医会
中野 恭一	県立総合リハビリテーションセンター中央病院リハビリ療法部長
旗谷 昌彦	旗谷動物病院院長
大橋 文人	公立大学法人大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科教授
田上 貴久美	社会福祉法人兵庫盲導犬協会神戸総合訓練センター施設長
橋爪 智子	特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー事務局長
有馬 もと	社会福祉法人日本聴導犬協会会長
木村 佳友	日本介助犬使用者の会会長

目 次

身体障害者補助犬の基礎知識.....	1
受け入れの基礎知識.....	2
1 受け入れの基本.....	2
2 庁舎・施設で受け入れるにあたって.....	4
あなたの職場で補助犬に会えたら.....	6
1 あなたの開催する会議で補助犬に会えたら.....	6
2 あなたの開催するイベントで補助犬に会えたら.....	7
3 あなたの実施する試験で補助犬に会えたら.....	9
4 あなたの職場(執務室)で補助犬に会えたら.....	11
5 あなたの勤務する県立病院で補助犬に会えたら.....	12
6 あなたの勤務する学校(大学)で補助犬に会えたら.....	15
7 あなたの勤務する美術館(博物館)で補助犬に会えたら.....	16
8 あなたの勤務するホール(劇場)で補助犬に会えたら.....	16
9 あなたの勤務する体育館(スポーツ施設)で補助犬に会えたら.....	17
10 あなたの勤務する宿泊施設で補助犬に会えたら.....	18
11 あなたの勤務する図書館で補助犬に会えたら.....	20
12 あなたの勤務する施設の食堂で補助犬に会えたら.....	20
相談窓口.....	21
身体障害者補助犬実稼働頭数.....	21
身体障害者補助犬法 抜粋.....	22

身体障害者補助犬の 基礎知識

身体障害者補助犬(補助犬)は、身体に障害のある人の身体の一部であり、ペットではなく、特別な訓練を受け、「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬です。

盲導犬

視覚に障害のある人が安全に街の中を歩けるように、段差や曲がり角や障害物を教えます。

介助犬

肢体に障害のある人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。着替えも手伝います。

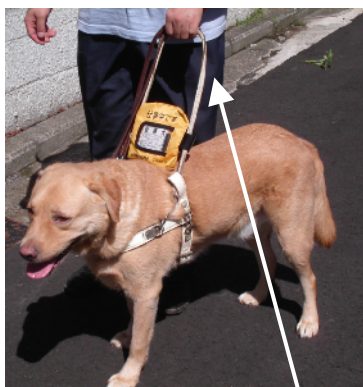
聴導犬

聴覚に障害のある人に代わって音を聞き、それを知らせます。ドアのチャイム、非常ベル、車のクラクション等を教えます。

盲導犬はハーネスを付け、介助犬・聴導犬は「介助犬」・「聴導犬」と書かれたコートを着て、「補助犬」としての表示をしています。表示をしている時は、作事中です。

作事中の補助犬には、むやみに触ったり、気を引いたりしないでください。

盲導犬



これが「ハーネス」です。

介助犬



兵庫県で活躍中の「エルモ」

聴導犬



兵庫県初の聴導犬「いこ」

補助犬使用者には、健康管理及び行動管理の義務と責任があります。

健康管理...年 1 回の狂犬病予防ワクチン接種義務、イヌ糸状虫症(フィリア症)や寄生虫予防を行っているほか、定期健診を年 1 回以上受診することになっています。

衛生管理...毎日のブラッシングや定期的なシャンプー等日常的な衛生管理ができています。

行動管理...排泄、ほえる、飛びつく、においをかく、舐める、「ブルブル(身体をふるわず行為)」をみだりにさせない等の訓練を受け、使用者は行動を管理しています。

マナー...外出時には、迷惑をかけないように、使用者はマナーグッズ(便を処理する道具、汚れを拭くタオルやウェットティッシュ、抜け毛拾い用の粘着テープや待機中の犬の下に敷くマット等)を携帯しています。

受け入れの 基礎知識

1 受け入れの基本

補助犬の使用者にとって、補助犬は身体の一部と同じ存在です。補助犬の同伴を拒否することは、その使用者の受け入れを拒否することになります。

補助犬を受け入れることは、使用者への「当然の対応」です。同伴拒否は絶対にしないようにしてください。

ペットとの区別

補助犬は、前述のとおり、必ず、ハーネスや表示をしています。

補助犬の表示がない犬は、「補助犬」であると使用者が主張しても、客観的に補助犬と認めることができません。(まれに、補助犬ではない犬を「補助犬」であると主張する悪質な場合もあります。)

補助犬としての確認が必要な場合は、使用者に認定証の提示を求めることができます。また、このことは使用者に失礼にあたりません。

また、社会通念上、「やむを得ない場合」については、理由を使用者に告げたうえ、同伴を拒否することはできます。

(例) 補助犬が不潔、毛が大量に抜けている、みだりに鼻をついたり舐めたりする、落ち着きがなくて邪魔になる、激しく吠える 等

職員一人ひとりの理解

補助犬に関する基礎知識を身につけ、受け入れにあたって配慮することを学ぶ必要があります。

補助犬の受け入れは、「身体障害者補助犬法」に則ったことであり、障害者の自立と社会参加のためであることを理解することが必要です。

受け入れの啓発

庁舎や施設内にポスターやステッカーを貼って、他の来庁者や施設利用者に対して受け入れの啓発を行います。

健康福祉部障害者支援課にステッカーがありますので、必要のある場合はご連絡ください。

受け入れステッカーの例



身体障害者補助犬法により
盲導犬・介助犬・聴導犬は
同伴できます(ペット不可)

このステッカーは、介助犬シンシアをモデルに宝塚市
で作成されました。

平成 12、17 年に県立施設等に一斉配布しています。



厚生労働省作成



全国盲導犬施設連合会作成

以上のほか、企業が独自で作成している場合もあります。

2 庁舎・施設で受け入れるにあたって

まず、使用者へ

障害者への通常の対応と同じように「何か手伝えることはありませんか？」と声をかけてください。

あれこれ、受け入れる側が気を回しすぎると、使用者に負担がかかります。使用者から依頼されたことを手伝うのが基本ですが、障害の種類(補助犬の種類)によって、対応が異なります。

なお、盲導犬使用者については、盲導犬の状態がわからないことがあります。机の下に待機しているときに、尻尾が机からはみでている場合等は、使用者に声をかけてください。

盲導犬使用者...誘導方法の確認をします。一般的に、盲導犬と反対側の半歩前に立ち、肘を持ってもらって誘導してください。

ハーネスや白杖、白杖を持つ手を引いたりしないでください。

また、「右、左」「段差があります」など具体的な言葉で案内してください。

介助犬使用者...車椅子使用者には、目線を合わせて話しかけてください。

また、誘導方法を確認してください。

聴導犬使用者...筆談か口話(正面から口をはっきり開けて、口の動きを読み取れるようにゆっくり話す)などコミュニケーションの方法を確認してください。

補助犬との接し方

ハーネスをつけている等仕事中の補助犬に、むやみに触ったり、気を引いたりしないでください。

周囲の人への対応

トラブルを回避するため、基本的に長時間補助犬と同室、同席など一緒になる場合は、周囲の人へその旨を伝えてください。

アレルギーのある方・犬嫌いの方については別室や席を離しての案内となります。

その場合、別室へ案内する方は、ケースによって、使用者でもアレルギーのある方等、どちらでも構いません。

同伴できない施設

公衆衛生上、特別な理由がある場合のみが同伴禁止となります。(手術室、集中治療室等の医療現場、調理室、大浴場等)

その場合、待機場所を作るなどの配慮をしてください。補助犬が不安がるので、なるべく使用者が見えるところに作ってください。

しかしながら、受入側が預かる義務はありません。どうしても預かることを求めら

れた場合は、職員が席を離れることがあり、受入側でも責任がとれないことを伝え
たうえ、最終的には使用者に判断してもらいます。

また、介助者が預かる場合もあります。

排泄について

補助犬は基本的には決まった時間に排泄するよう訓練されており、排泄物は使用者
の責任として、使用者自身で処理を行います。介助を求められた場合は、使用者の
手助けをしてください。

ペットシートや集尿袋に排泄されるよう訓練されている補助犬の場合は、身体障害
者用トイレ等を、屋外でないと排泄しない補助犬の場合は、土の上や植え込み等を排
泄場所にするようにしてください。

ペットシートは使用者が持参するので、用意する必要はありません。

あなたの職場で補助犬に会えたら

職員の皆さんが業務の中で、補助犬にやさしい目線・気配りが必要な場面があります。

補助犬に会えたとき、自分の仕事の中で、どんな配慮ができるのか、どういう気配りをすれば、補助犬の使用者も、周りの人も安心していて補助犬も気持ちよく仕事ができるか、考えてみてください。

1 あなたの開催する会議で補助犬に会えたら

ケース

たくさんの方が参加される会議を計画しています。出席者の中に補助犬使用者がいます。補助犬とその使用者のために、どんなことに配慮したらいいでしょう。

1 座席を決定するとき

他の人の通行の妨げにならず、補助犬にとっても安全で落ち着ける座席にするよう配慮してください。

また、補助犬が座る位置を確認し、場所を確保してください。

なお、車いす使用者の場合は、出入り口に近い座席など、使用者自身への配慮をしてください。

2 会議の当日

補助犬使用者が参加することを使用者の座席周囲の人に伝えるとともに、補助犬が周囲に迷惑をかけないこと等補助犬への理解をアナウンスなどにより周知します。

ポイント！

- ・ 基本的には、机の下や使用者のそばで待機します。
- ・ 座席の配慮
他の人の通行の妨げにならず、補助犬にとっても安全で落ち着ける座席にするよう配慮してください。
また、車いす使用者の場合は、出入り口に近い座席など、使用者自身への配慮をしてください。
- ・ 周りの出席者への周知
周りの出席者に補助犬使用者が出席することを伝え、犬アレルギー・犬嫌いの方がいるかどうか確認してください。 席を離す等の配慮をしてください。

Q：犬アレルギーの方がいらっしゃれば、どのような対応をすればよいでしょうか。

A：使用者と犬アレルギーの方の席を可能な限り離れたところに確保するなどの配慮を行ってください。

2 あなたの開催するイベントで補助犬に会えたら

たくさんの方が参加されるイベントを計画しています。
補助犬とその使用者のために、どんなことに配慮したらいいでしょう。

ケース1

ダンスや合唱・合奏等の演目がある舞台イベントの場合

1 参加者を募集するとき

補助犬使用者も参加できることや参加の場合はその旨の申し出をしてもらえれば、スムーズな対応が可能である旨の注意事項をチラシに記載します。

2 会場の準備をするとき

開催前に使用者の参加の有無がわかっている場合は、座席を確保します。

なお、車いす使用者の場合は、出入り口に近い座席等使用者自身への配慮をしてください。

3 イベントの当日

他の参加者に補助犬使用者が参加することや補助犬が周囲に迷惑をかけないこと等補助犬への理解をアナウンスなどにより周知します。

ケース2

展示・パフォーマンスのブースを巡るようなイベントのとき

基本的に ケース1 と同様ですが、通路を広めにするなど、導線を確保してください。

イベント等については、使用者の来場が予測できませんが、補助犬に対する理解やポイントを押さえていれば、受入は可能です。

対応例

野外イベントにおいて、大音響の舞台がある場合

事務局：「前方の席は、アンプがあるので、大変大きな音がしますが、大丈夫ですか？」

¶ ケース1

使用者：「犬がびっくりしてしまうので、後ろの席に行けませんか？」

事務局：「わかりました。後ろの席をご案内します。」

案内する予定の席で

事務局：「補助犬を同伴した方がお隣に来られますが、よろしいか。」

お客様：「結構ですよ。」

¶ ケース2

使用者：「犬がびっくりすると困るので、預けることはできませんか？」

事務局：「受付で預かることは、可能ですが、職員も席を離れることがありますので、責任はとれません。その点をご了承いただけるならばお預かりしますが...。」
使用者：「わかりました。それでは、後ろの席に行けませんか？」
事務局：「わかりました。ご案内します。」
補助犬を預かることについては、「5 県立病院での対応」を参照してください。

ポイント！

- ・ 音響、照明、着ぐるみなどは補助犬の刺激になります。補助犬を驚かせないために、状況を使用者に伝えてください。
- ・ 障害者や高齢者を含め、誰でも通行しやすいようユニバーサルの観点から、幅広の通路を設定してください。
車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる幅...120m以上(まちづくり条例)

3 あなたの実施する試験で補助犬に会えたら

ケース

試験の実施を計画しています。

補助犬とその使用者のために、どんなことに配慮したらいいでしょう。

1 受験者を募集するとき

受験申込みの際に、補助犬を使用している旨を申し出てもらうよう、試験案内に記載するなどしてください。

申し出の確認例

必要に応じ、受験申込書に以下のような欄を設けることを検討してください。

受験にあたり、申し出たい項目があればチェックしてください。

駐車場の利用

持ち込み使用する補装具等 車いす ルーペ(拡大鏡) 補聴器

その他()

補助犬同伴(盲導犬・介助犬・聴導犬)

面接試験等の際にコミュニケーション手段として希望する方法

口話法 手話法 筆話法

その他特に申し出たいことがあれば、記入してください

()

2 犬アレルギー等の人が出たとき

同室となる受験生に犬アレルギーの有無や犬嫌い等を確認し、犬アレルギーや犬嫌い等の人が出た場合は、別室を確保するとともに、主催者が使用者とどちらが別室で受験するかを協議します。

なお、十分に説明すれば、補助犬使用者を別室に案内しても失礼にあたりません。

3 会場の設置をするとき

使用者が移動しやすく、補助犬が試験官等の通行の妨げにならないような後列角に座ってもらうなど、座席の配慮をしてください。

対応例

受験生の中にアレルギーのある人がいた場合(使用者に対して)

事務局:「同室の受験者の中に、犬アレルギーの方がいるのですが、あなたかその受験者に別室で受験してもらおうと考えています。」

使用者:「たくさんいらっしゃるんですか。」

事務局:「1人だけです。」

使用者:「その方だけ別室で受験するのも申し訳ないので、私が別室で受験します。」

ポイント！

- ・ (補助犬使用者が受験すると想定される場合)

補助犬を同伴する場合には、受験申し込み時に申し出てもらうように、試験案内に記載するなどしてください。

補助犬の使用者が受験する場合

同室になる受験生に、犬アレルギーの有無等の確認

「補助犬同伴をする方がいるが、構わないかどうか」確認し、アレルギーのある人等がいれば、使用者とどちらが別室で受験するかを協議してください。

理由を話せば、補助犬使用者を別室に案内しても失礼にあたりません。

座席の配慮

使用者が移動がしやすく、また補助犬が試験官等の通行妨げにならないような後列角に座ってもらうなど、使用者の座席を配慮してください。

4 あなたの職場（執務室）で補助犬に会えたら

ケース

あなたの職場に、新しく補助犬の使用者が配属されることになりました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

- 1 補助犬の待機場所・排泄場所を決めるとき
補助犬が待機できる場所の確保及び排泄場所を確保してください。
なお、待機場所については、机の下にスペースを作る場合が多いようです。
また、排泄については、特別な施設以外では使用者自身で対応しています。
- 2 職場環境の整理をするとき
使用者が移動しやすいよう、導線を確保してください。
- 3 配席を決めるとき
使用者が移動しやすいところ（通路のそばや、ドアの近く）に、席を確保してください。
- 4 補助犬使用者が勤務することを周知するとき
使用者が勤務する職場の全ての部署に周知をしてください。特に使用者が日常的によく出向く部署には、トラブルを避けるため、詳しく説明してください。

ポイント！

- ・ 補助犬の待機場所・排泄場所の確保
使用者の机の下や机の周囲に待機場所を確保してください。
また、身体障害者用トイレ等に補助犬の排泄場所を確保してください。（詳しくは5ページを参照してください。）
- ・ 通路(使用者へ)の配慮
使用者が使用する通路は、障害物がないように配慮をしてください。

5 あなたの勤務する県立病院で補助犬に会えたら

ケース1

あなたの勤務先の病院に、補助犬の使用者が通院することになりました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

1 職員への周知徹底と待機場所の確保

基本的に補助犬は公衆衛生上特別な理由ある場合以外、同伴が可能となります。医療関係者のみでなく全ての職員に補助犬の基礎的な知識や対応を徹底してください。

また、同伴禁止区域 などに行くときの待機場所を確保してください。

同伴禁止区域:手術室、集中治療室、無菌室、隔離室、調理室、感染症病棟(感染症病棟の診察室を含む)

2 施設の説明をするとき

本人が来院中に利用する可能性がある同伴禁止区域とその理由を伝えるとともに、その場合の待機場所や使用者と待機場所の距離等を伝えてください。

また、特別な対処が必要な他の来院者 の状態によっては、補助犬と直接接触しないような場合があることや、補助犬を同伴しないようお願いする可能性があることを伝えてください。

他の来院者:犬アレルギーのある方、免疫不全状態または隔離が必要な感染症に罹患している受診者、結核等飛沫感染の可能性のある受診者、犬に恐怖心がある受診者、面会にマスクやエプロンの着用が必要な入院患者等

3 待合室で他の患者と接するとき

待合室には補助犬啓発のポスターを掲示する等、他の患者へ補助犬に関する理解を求めてください。

また、犬アレルギーの方がいらっしゃる場合等他の来院患者の状態により、使用者に別室で待機してもらうときは、使用者が安心できる体制を作りましょう。

4 診察室に入るとき

特に制限はありません。

5 透析を受けるとき

透析中、補助犬はおとなしく待機することができ、健康管理も衛生管理も行われているため、基本的に同伴は可能です。しかし、緊急事態として免疫不全症の患者の透析が必要となった場合等補助犬同伴が困難な場合があることも説明してください。

6 レントゲン室・検査室に入室するとき

レントゲン室への同伴は、補助犬の健康管理上、使用者が希望しない場合があります。

検査室については、検査室のスペースと他の来院者の有無、検査の実施状況上、待機できる場所があるかどうかにより検討する必要があります。

7 同伴禁止区域に行くとき

待機については、使用者の判断に任せます。14 ページ「補助犬を同伴できない場合

の対処方法」を参照してください。

- 8 他の来院者に感染症等特別な対処が必要な患者がいらっしゃる時
同伴が困難となります。次ページ「補助犬を同伴できない場合の対処方法」を参照して
ください。

ケース2

あなたの勤務先の病院に、補助犬の使用者が面会で来院することになりました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

面会についても、基本的に ケース1 と同じで、同伴禁止区域には補助犬の同伴は
できませんので、その旨を使用者に伝えてください。

また、面会にマスクやエプロンの着用が必要な入院患者等に面会する場合も同様となり
ます。

ケース3

あなたの勤務先の病院に、補助犬使用者が入院することになりました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

使用者の病状にもよりますが、基本的に使用者が自分で補助犬の世話や管理ができる
場合は同伴を受け入れるべきですが、補助犬の世話や管理ができる状態でない場合は、
家族や育成団体に預けて、単身で入院してもらうよう伝えてください。なお、病院側が補
助犬の世話の手伝いをする義務はありません。

その他については、基本的に通院の場合と同様です。

ポイント！

- ・ 公衆衛生上特別な理由がある場合以外、原則同伴可能となります。
- ・ 本人への対応
本人が来院中に利用する可能性がある範囲で同伴禁止区域を伝えてください。
他の来院者の状態によっては、補助犬と直接接触しないようお願いする可能性がある
ことも伝えてください。
- ・ 診察室、透析室等は原則可能です。ただし、免疫不全症の患者が透析を受けられて
いる場合の同伴は困難と考えられます。

同伴禁止区域	手術室、集中治療室、無菌室、隔離室、調理室、感染症病棟（感染症病棟の診察室を含む）
要検討区域	リハビリ室、検査室、生理機能検査室等の特殊検査室、CT・MRI等の特殊検査室

要検討区域：使用者と施設側で検討する区域

- ・ 他の来院者への周知
他の来院者に対して、補助犬使用者が来院することを伝えてください。
ポスターの掲示等で、理解促進を図ってください。
犬アレルギーの方がいらっしゃる場合は、待合室等についても、同席にならないよ
う配慮をしてください。

補助犬を同伴できない場合の対処方法

補助犬が、同伴できない場合、基本的には 使用者の目の届く範囲の距離で、邪魔にならない場所があれば、そこで待機できるよう、訓練されています。

しかしながら、どうしても補助犬を待機させる場所がない場合、使用者が同伴禁止区域に行く必要があるときは、以下の対処方法が考えられます。

- ・ 補助犬を同伴者又は家族に預けて同伴可能区域内で待機させる。
- ・ 職員等が一時的に預かる

ただし、預かる側は、法律的な義務がないので、責任が取れないことを説明してください。

このような話し合いの中で、使用者が予め、補助犬を同伴せずに来ることも想定されます。

補助犬から使用者が確認できない時間が長くなると、補助犬が不安に思ったり、落ち着かなくなることもあるため。

6 あなたの勤務する学校(大学)で補助犬に会えたら

ケース1

あなたの勤務先の学校(大学)に、補助犬の使用者が通学することになりました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

- 1 教員・職員への周知徹底
全ての職員に補助犬の基礎的な知識や対応について周知徹底してください。
- 2 他の児童・生徒・学生への対応
他の児童・生徒・学生へ補助犬の理解促進を図るため、セミナーの実施やポスター等の掲示を行ってください。
- 3 補助犬の待機場所・排泄場所を決めるとき
補助犬が待機できる場所の確保及び排泄場所を確保してください。
- 4 授業中及び試験を受けるとき
授業中については「1 あなたが会議を開催するとき」、試験を受けるときについては「3 あなたが試験を開催するとき」の対応と同じです。

ケース2

あなたの勤務先の学校(大学)に、補助犬の使用者を講師として迎えることになりました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

上記「ケース1」の1～3の対応と同じです。

ポイント！

- ・ 補助犬の待機場所・排泄場所の確保
使用者の机の下や机の周囲に待機場所を確保してください。
また、身体障害者用トイレ等を補助犬の排泄場所を確保してください。
- ・ 通路(使用者へ)の配慮
使用者が使用する通路は、障害物がないように配慮をしてください。
- ・ 職員だけでなく、児童・生徒・学生にも補助犬の受入教育をしてください。

7 あなたの勤務する美術館（博物館）で補助犬に会えたら

ケース

あなたの勤務先の美術館に、補助犬の使用者が来館しました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

- 1 職員への周知徹底
全ての職員に補助犬の基礎的な知識や対応について周知徹底してください。
- 2 破損が懸念される作品への対応
不意に補助犬の尻尾が作品に触れる場合もあるので、破損が懸念される作品には、前もって使用者にその旨を伝え、注意喚起してください。

使用者の来場が予測できませんが、補助犬に対する理解やポイントを押さえれば、受入は可能です。

ポイント！

- ・ 障害者や高齢者を含め、誰でも通行しやすいようユニバーサルの観点から、幅広い通路を設定してください。

8 あなたの勤務するホール(劇場)で補助犬に会えたら

ケース

あなたの勤務先のホールに、補助犬の使用者が来館しました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

- 1 職員への周知徹底
全ての職員に補助犬の基礎的な知識や対応について周知徹底してください。
- 2 会場での対応
介助犬使用者で車いす利用者の場合は、車いす席へ案内してください。
使用者の座席の周囲の観客に対して、協力を依頼してください。
使用者には、補助犬はなるべく椅子の下に待機させるよう指導してください。
盲導犬や聴導犬の使用者は、通常の席に座ることが多いので、周囲の観客が犬アレルギー等の場合、使用者か犬アレルギー等の観客のどちらをどの席に案内するか等を検討しておいてください。
補助犬がびっくりしないように、「大音響」や「席のすぐ前を役者が走る」場合等は、事前に知らせる方法もあります。

9 あなたの勤務する体育館(スポーツ施設)で補助犬に会えたら

ケース1

あなたの勤務先の体育館に、補助犬の使用者が施設を利用するため来館しました。補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

1 職員への周知徹底

全ての職員に補助犬の基礎的な知識や対応について周知徹底し、待機場所を検討してください。

なお、補助犬を目の届かないところで長時間待機させることになるため、ケージ(犬用のかご)やクレート(屋内で使用するハウス)がある方が望ましいですが、施設でケージ等を用意することが難しい場合は、携帯用の布製のケージを持参してもらうように提案しても構いません。

ケース2

あなたの勤務先の球場に、補助犬の使用者が観戦するため来場しました。補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

基本的には「8 劇場・ホール」の対応と同じです。

ポイント！

・ 待機場所への案内

使用者と一緒にスポーツすることはできないので、補助犬は待機場所へ案内してください。

待機場所については、使用者と話し合ってください。

待機場所がない場合、使用者の目の届く範囲に待機場所を作るようにしてください。

使用者の目が届かない場所に待機することとなる場合は、ケージ等を持参し使用することを使用者に提案しても構いません。

プールは待機場所が特に難しくなるので、待機場所を使用者とよく話し合って決めてください。

補助犬の同伴・待機場所の確保が困難な場合については、「5 県立病院での対応」を参照してください。

10 あなたの勤務する宿泊施設で補助犬に会えたら

ケース

あなたの勤務先の宿泊施設に、補助犬の使用者が来館しました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

1 職員への周知徹底

全ての職員に補助犬の基礎的な知識や対応について周知徹底し、待機場所を検討してください。

2 予約を受けるとき

予約の際に、補助犬同伴の申し出があれば、施設側が留意すべきことはないか、確認します。

3 チェックインしたとき

一般客同様に施設の説明を行うとともに、補助犬を同伴できない場所を伝えます。

また、車いすや補助犬の足を拭いてから上がる必要がある場合や和室で畳にあげることに抵抗がある場合は、その旨も説明します。

排泄場所の説明も行います。(排泄については、5ページを参照してください。)

4 大食堂で食事をするとき

周囲の宿泊客に対し、補助犬使用者が隣席になることを伝え、犬アレルギーの人や犬嫌いの人がいれば別席を案内してください。

また、ピュッフェ形式の場合は、補助犬が食べ物の側を通ることになります。全ての人気が持ちよく食事ができるように、補助犬を介助者と待機してもらおうよう伝えても構いません。

5 大浴場での入浴を希望されたとき

大浴場では、公衆衛生上、補助犬の同伴はできませんので、まず、施設で 客室に待機してもらい、施設で預かる、介助者と待機してもらい等施設で決めてください。(ただし、前述のとおり、施設に預かる義務はありません)

ポイント！

- ・ 基本的に、宿泊セット(犬の食事、食器、トイレ用ペットシート、マット等)は使用者が持参します。
- ・ チェックイン時の説明
一般の宿泊客同様に、施設の説明をするとともに、大浴場等補助犬を同伴できない場所を説明してください。
車いすや補助犬の足を拭いてから上がる必要がある場合は、その旨も説明します。
- ・ 排泄場所の説明
障害者用のトイレや普通のトイレ等提案してください。施設内に適する場所がない場合は、植え込みや近くの公園等へ案内してください。

- ・ 室内での対応

補助犬が使用者と一緒に寝たり、室内を走り回ることはなく、通常、持参したマット等を敷き、そこに待機してもらいます。

和室の場合、畳に犬をあげることに抵抗があるならば、上がり口等畳でないところを待機場所にする等提案してください。

- ・ 大浴場入浴時の対応

補助犬同伴は難しいため、まず、施設で 客室で待機してもらい、施設が預かる、介助者と待機してもらい等を決定してください。(ただし、施設が補助犬を預かる義務はないので、入浴するかしないかの判断は使用者本人に任せてください。)

- ・ 大食堂での対応

他のお客様に、補助犬使用者が利用する旨を周知してください。

犬アレルギー・犬嫌いの方がいれば、他の場合と同様、使用者が該当する方を他の席にご案内してください。

ビュッフェ形式の場合は、全ての人が気持ちよく食事できるように、補助犬を介助者と待機してもらいよう伝えても構いません。

11 あなたの勤務する図書館で補助犬に会えたら

ケース

あなたの勤務先の図書館に、補助犬の使用者が来館しました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

基本的に「6 学校(大学)での対応」と同じです。

12 あなたの勤務する施設の食堂で補助犬に会えたら

ケース

あなたの勤務先の施設の食堂に、補助犬の使用者が来ました。
補助犬と使用者のために、どんなことに配慮したらよいでしょう。

基本的に、「10 宿泊施設での対応:大食堂での対応」と同じです。

相談窓口

補助犬の使用、同伴、受け入れ等様々な問題について、下記部署に相談窓口を設置しています。

健康福祉部障害福祉局障害者支援課

電話：078-362-3237、FAX：078-363-9095

なお、神戸市、姫路市、西宮市についても相談窓口が設置されています。

神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

電話：078-322-6579、FAX：078-322-6044

姫路市健康福祉局福祉部障害福祉課

電話：079-221-2305、FAX：079-221-2374

西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課

電話：0798-35-3157、FAX：0798-35-5300

平成21年4月から、尼崎市についても相談窓口が設置されます。

身体障害者補助犬実稼働頭数

区分	全国	県内	備 考
盲導犬	996	56	平成20年3月31日現在
介助犬	45	4	平成21年3月1日現在
聴導犬	18	1	平成21年3月1日現在
計	1,059	61	

身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号) 抜粋

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第 7 条 国等は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第 8 条 公共交通事業者等は、その管理する旅客施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第 9 条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第 10 条 一定規模以上(56 人以上)の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第 13 条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第 22 条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

写真提供
作成

NPO 法人日本介助犬アカデミー、(社福) 日本聴導犬協会
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課

電話 (078) 341 - 7711 内線 3031

直通 (078) 362 - 3237

FAX (078) 362 - 9040